

弊社販売無線機器の使用制限について

2022年2月1日

東光東芝メーターシステムズ株式会社

弊社にて製造しております無線機器は、電波法令の技術基準適合証明を受けて販売しておりますが、2005年12月1日、電波法関連法令である無線設備規則において、無線機器のスプリアス発射（必要周波数帯の外側に発射される不要な電波）の強度の許容値が改正され、改正前の技術基準で技術基準適合証明または工事設計認証を受けた無線機器の使用期限は2022年11月30日と定められました。

改正前の技術基準適合証明を受けた無線機器は、使用期限を超えて使用することはできませんので、当該機器の使用は停止して頂きますようお願い致します。なお、弊社が現在販売する無線機器は全て改正後の技術基準適合証明を受けております。

また、2021年8月3日、総務省「新スプリアス規格への移行期限の延長」により、改正前の技術基準適合証明を受けた無線機器であっても、2022年12月1日以降「当面の間」使用することが可能となっておりますので、詳細につきましては総務省関連サイトをご確認下さい。ただし、経過措置終了後は、法律上使用できなくなりますので、何卒ご理解賜りますようお願い致します。

記

1. 対象品および確認方法

別紙1, 2の通り

2. お問い合わせ窓口

東光東芝メーターシステムズ株式会社

営業部 営業第二グループ

電話番号：03-6371-4359

受付時間：9:00～17:00（平日のみ）

※電話番号はお確かめのうえ、お間違えのないようお掛けください。

以上

対 象 品

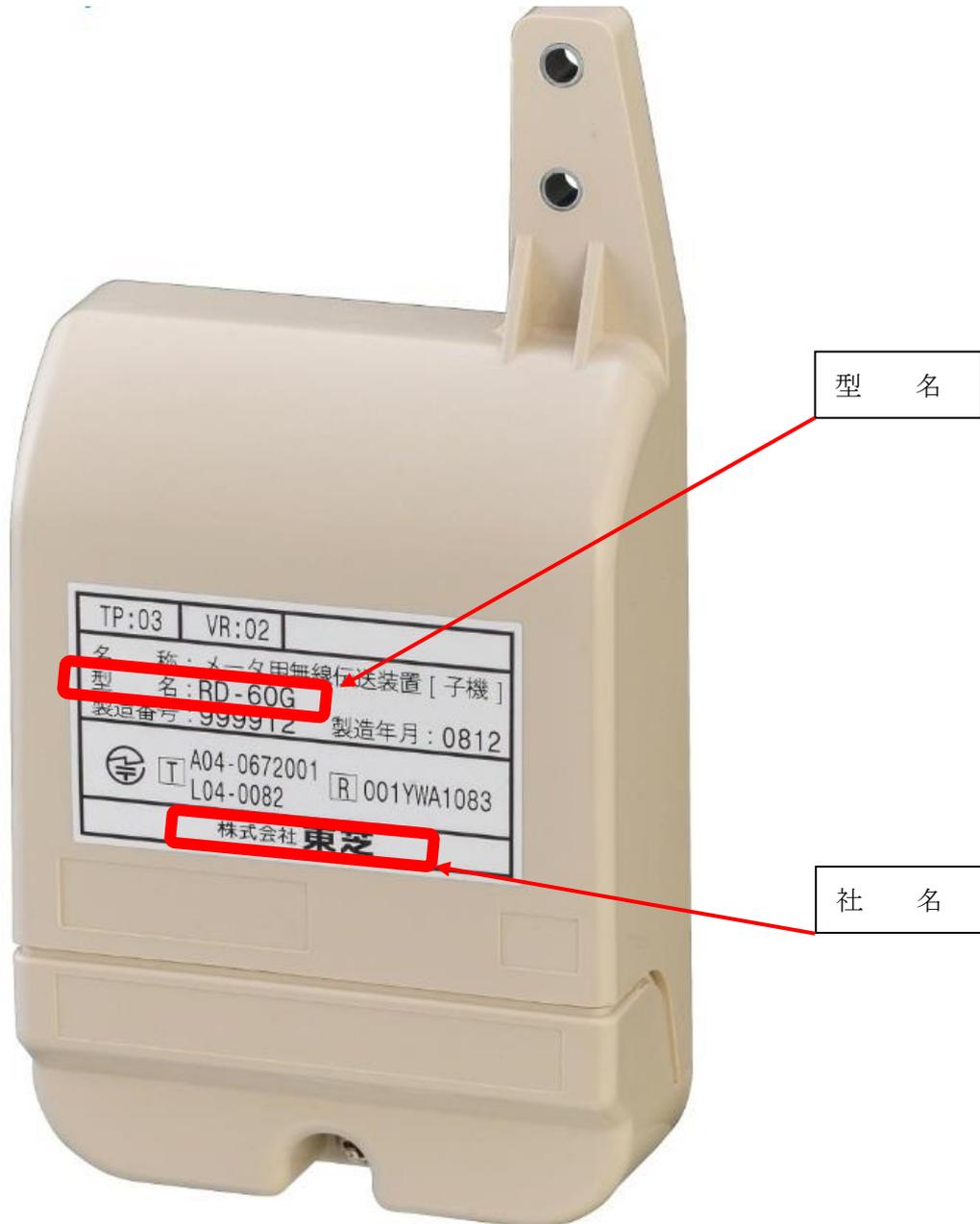
<使用期限の対象製品型名一覧>

製品分類	製品型名	銘板位置	製造者名
NCU一体型親機	RD-37A	背面	株式会社東芝
	RD-37B		
	RD-37C		
都市ガス用子機	RD-60A	前面	
	RD-60B		
	RD-60C		
	RD-60E		
	RD-60G		
都市ガス用親機	RD-61A	前面	
	RD-61B		
	RD-62B		
	RD-62C		
LP ガス用子機	RD-65A	側面	
	RD-65B		
LP ガス用親機	RD-66A	側面	
	RD-66B		
	RD-66C		
	RD-66D		
水道用子機	RD-60J	前面	
	RD-63A	側面	
	RD-63C		
	RD-63D		
無線隔測表示器	RD-64B	下面	
	RD-63B		
ハンディ無線機	RD-64A	前面	
	RD-64C		
	RD-64D		
PHS端末	AM138	背面	三菱電機株式会社
	AM154		

対象無線機器の確認方法 (例)

(都市ガス用子機、都市ガス用親機、水道無線子機)

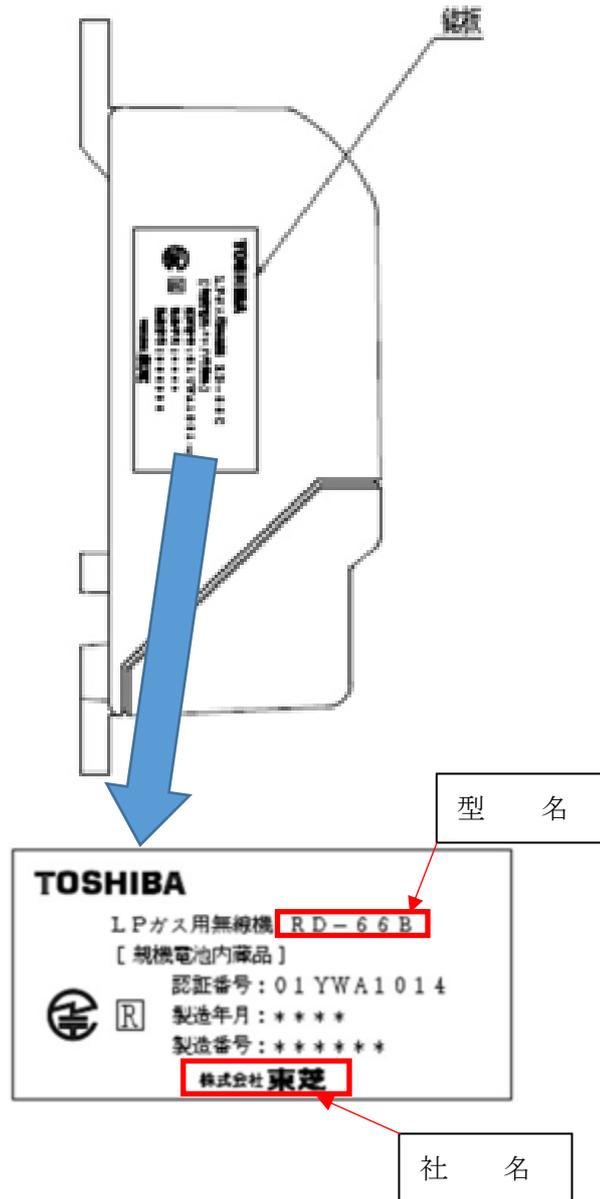
※銘板が機器ケースの前面にあります



対象無線機器の確認方法 (例)

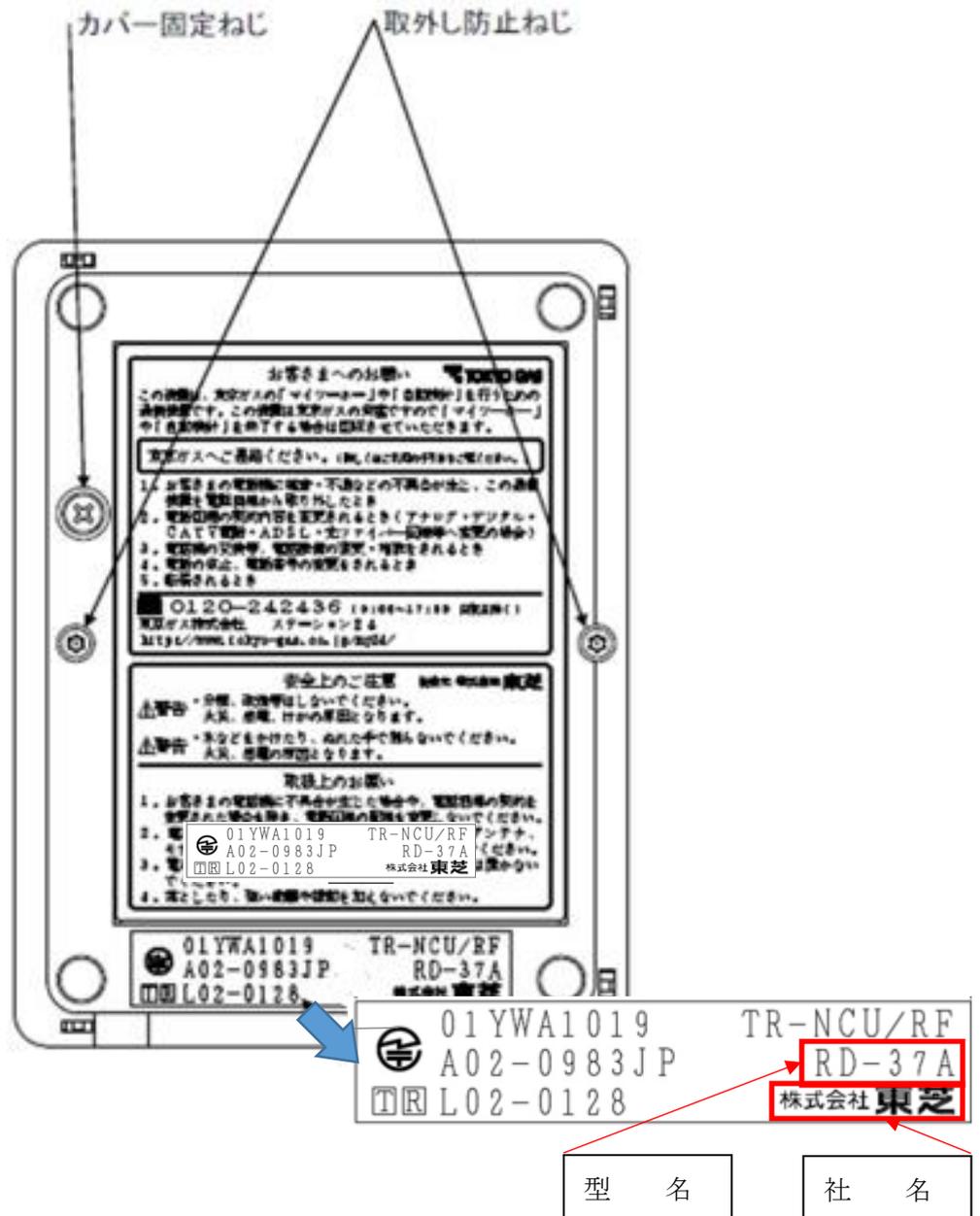
(LPガス用子機、LPガス用親機、水道無線子機)

※銘板が機器ケースの側面にあります



対象無線機器の確認方法 (例)
(NCU 一体型無線機)

※銘板が機器ケースの背面にあります



対象無線機器の確認方法 (例)
(ハンディ無線機)

※銘板が機器ケースの前面にあります

